

箱根町保健師・保育士・幼稚園教諭奨学金返済支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における保健師、保育士及び幼稚園教諭の人材確保を目的として、奨学金を利用して大学等に在学し、その在学中に保健師の免許又は保育士となる資格及び幼稚園教諭の免許状を取得した者であって、卒業後町内事業所に常勤職員として就職したものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内事業所 本町の区域内において法人又は団体（地方公共団体を含む。）が運営する事業所をいう。

(2) 常勤職員 次に掲げるいずれの要件も満たす者をいう。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項の規定により明示された労働条件のうち、同項第1号の3に規定する就業の場所が町内事業所であること。

イ 使用者との関係で1年以上の期間の労働契約（期間の定めのないものを含む。）を締結している者（年度途中から期間の定めがある労働契約を結んだ者で、契約の更新で次年度も雇用が継続される者も含む。）であって、1日7時間（休憩時間を除く。）以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、アに規定する町内事業所を適用事業所とする社会保険の被保険者又は公立学校共済の組合員であること。

(3) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

(4) 奨学金 次に規定する補助対象者が大学等の就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、当該補助対象者本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 箱根町育英奨学金

イ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金

ウ あしなが育英会奨学金

エ 交通遺児育英会奨学金

オ アからエまでに掲げる資金と同等以上の条件で貸し付けられている
と町長が認める資金

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）
は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 奨学金を利用して大学等に在学し、その在学中に保健師の免許又は幼稚園教諭の免許状及び保育士となる資格を取得した者
- (2) 初回の申請時において、町内事業所等に常勤職員として採用された日から起算して5年以内の者
- (3) 自ら奨学金を返済している者
- (4) 補助金の交付を受けようとする期間において、この補助金の交付対象となる奨学金を対象とした類似の補助金等を受けていない者
- (5) 奨学金（返済猶予期間に係るものを除く。）を遅滞なく返済している者
- (6) 町税等の滞納がない者

(補助金の交付対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象者が前条の要件に該当することとなった日の属する月から当該年度の3月までとする。

2 補助金の交付を受けた者が、次年度以降に継続して申請を行う場合には、当該補助対象者の交付期間は通算60か月までとする。

(補助金の対象経費及び額)

第5条 補助金の交付対象経費は、奨学金の返済費用のうち、当該年度中に補助対象者本人が返済した額とする。

2 補助金の額は、前項に規定する交付対象経費以内とする。ただし、1年度につき20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、箱根町保健師・保育士・幼稚園教諭奨学金返済支援補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 第3条第2号に該当することを証明する雇用証明書（第2号様式）
- (2) 保健師免許証の写し又は幼稚園教諭免許状及び保育士登録証の写し

(3) 貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書又は奨学金の貸与を受けていることを証明するものと町長が認める資料

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により交付申請があったときは、審査のうえ、補助金交付の可否を決定し、箱根町保健師・保育士・幼稚園教諭奨学金返済支援補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により申請者へ通知するものとする。

(補助金の変更等の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた補助金の額又は奨学金の返済計画等を変更し、又は補助金の交付を受けることを中止する場合には、箱根町保健師・保育士・幼稚園教諭奨学金返済支援補助金変更（中止）承認申請書（第4号様式）に当該変更又は中止に係る必要書類を添えて、速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の変更又は中止の承認申請があったときは、審査のうえ、その承認の可否を決定し、当該申請者へ通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 交付決定者は、交付対象期間において返済すべき奨学金を返済した後、町長が定める期日までに箱根町保健師・保育士・幼稚園教諭奨学金返済支援補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

(1) 在職証明書（第6号様式）

(2) 奨学金を返済したことを証明する書類

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、箱根町保健師・保育士・幼稚園教諭奨学金返済支援補助金交付額確定通知書（第7号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、町長が定める期日までに、箱根町保健師・保育士・幼稚園教諭奨学金返済支援補助金請求書兼振

込口座指示書（第 8 号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、適正な請求であることを確認したうえで、補助金を交付する。

（補助金の交付を受ける者の責務）

- 第 12 条 補助金の交付を受ける者は、自己研鑽に努めるとともに、町内事業所に継続して勤務するよう努めなければならない。

（届出の義務）

- 第 13 条 交付決定者は、町内事業所を退職したときは、直ちに町長に届け出なければならない。

（補助金交付決定の取消し）

- 第 14 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条の規定に該当したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。

（補助金の返還）

- 第 15 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。